

第45期 定時株主総会 招集ご通知

【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面にて議決権を行使することをご推奨申し上げます。詳細はく株主総会当日における感染防止策および株主の皆様へのお願いをご参照ください。

また、本株主総会にご出席いただいた株主様への手土産の提供は控えさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年8月27日（木曜日）
午後2時

開催場所 福岡県糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社
プレゼンルーム
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

決議事項
議 案 取締役8名選任の件

目 次	
第45期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	19
監査報告	29
株主総会参考書類	32

株 主 各 位

福岡県糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社
代表取締役 舛 田 圭 良

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年8月26日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年8月27日（木曜日）午後2時 |
| 2. 場 所 | 福岡県糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社 プレゼンルーム |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第45期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.goyofoods.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.goyofoods.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

＜株主総会当日における感染防止策および株主の皆様へのお願い＞

- 本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や株主の皆様の安全確保の観点から、極力、書面にて議決権を行使いただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。満席の際には入場をお控えいただく場合がございます。
- 会場に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- 会場ではマスクの着用にご協力をお願いいたします。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- 株主総会当日に登壇する当社役員は、例年より少ない人数になる可能性がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用等で対応させていただきます。
- 飲料水の提供は取り止めさせていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。また、やむなく会場や開催時刻が変更となる場合があります。株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.goyofoods.co.jp/ir.html>）にてお知らせいたしますので、事前に、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調ではありましたが、世界的な貿易摩擦など海外の政治経済情勢の不確実性の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の発生以降はその影響により足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。

とりわけ、当社の事業は需要の季節変動が大きく、毎年夏場にあたる第1四半期会計期間の売上高が最も低くなる一方で、第3四半期会計期間の12月が最需要期にあたります。

このような経営環境のなか、当社は4つの販売チャネル、「飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ事業（業務用チャネル）」、「宅配向けスイーツ事業（宅配用チャネル）」、「小売市場向けスイーツ事業（小売用チャネル）」、「海外向けスイーツ事業（輸出チャネル）」のそれぞれについて、新規及び既存取引の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言が発出された4月から5月にかけて売上減少が顕著になり、とりわけ当社の主力販売先であります業務用チャネルへの影響が大きく、その結果当チャネルの売上高は1,349,478千円（前年同期は1,467,272千円、117,794千円の減収、対前年同期比8.0%減）、当事業年度の売上高は2,044,184千円（前年同期は2,132,473千円、88,288千円の減収、対前年同期比4.1%減）となりました。

一方、利益につきましては、工場で進めてきました業務改善、技術研修等による社員の熟練度向上の効果が徐々に現れ、製造原価の低減による売上原価の改善が図られました。また販売管理費について、販売促進費及び物流費の圧縮を行いました。これらの結果、営業利益は65,305千円（前年同期は18,227千円、47,077千円の増益、対前年同期比258.3%増）、経常利益は49,216千円（前年同期は278千円、48,937千円の増益）、当期純利益は43,459千円（前年同期は26,292千円、17,167千円の増益、対前年同期比65.3%増）となりました。

また、当社が重要業績評価指標と位置付けているEBITDAは190,087千円（前年同期は141,559千円、48,528千円の増加）、EBITDAマージンは9.3%（前年同期は6.6%、2.6ポイント上昇）となりました。

※EBITDA＝営業利益+減価償却費等の非現金支出費用

※EBITDAマージン＝EBITDA÷売上高

(2) 設備投資の状況

当社は、売上規模の増加に伴い製品のバリエーションの増強と製品の品質向上や職場環境改善を目的として、継続的に生産設備を増強・保全及び更新しております。

当事業年度に実施した設備投資の総額は10,045千円であり、その主なものは、エアーコンプレッサー、器具洗浄機、監視カメラ等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴う活動制限や貿易の低迷により、世界経済の大幅な悪化は避けられない状況となっております。

当社が属する食品業界におきましても、緊急事態宣言が発出され、学校の臨時休校や外出自粛等により、家庭での中食需要が増加する一方で、飲食店・ホテルなど外食での営業休止・時短営業により業務用市場における需要の低迷が顕著になっております。

このような状況下、当社は、お客様の目線で製品開発に取り組み、安心・安全で高品質な製品を提供するとともに、継続的な成長と安定した収益の確保のため、次のとおり取り組んでまいります。

① 製品の競争優位の確立

嗜好性の多様化に対応するために市場ニーズの収集及び分析に努め、高付加価値の追求と、お客様に価値ある製品を継続的に提供できる開発力の向上に努めるとともに、「必要なときに必要なだけ食べられる」利便性を前面に、製品の競争優位を確立してまいります。

② 販売体制の強化

営業力強化とマーケット開拓機能強化に取り組むとともに、戦略的営業活動を推進し、業務用チャンネルにおける大手外食チェーンを中心とした新規販売先の拡大に取り組んでまいります。また、海外へのメイド・イン・ジャパン・スイーツの普及と販売に向けた商品開発の強化に取り組み、販路を開拓し、輸出の拡大及びタイにおける現地生産のプラットフォームを確立し、他地域への展開を図ってまいります。さらに、CSR活動の一環として、地元地域や消費者に根差した企業活動を推進し、引き続き「Sweets Stock!」ブランドの認知度の向上、育成に努めてまいります。

③ 生産体制の強化

生産部員の育成、作業工程の改善並びに歩留り管理の徹底等により、生産の効率化を図ることで、原価率の改善に努めてまいります。

また、継続的な安全衛生教育の実施と品質管理の徹底により、安心・安全で高品質な製品を提供してまいります。

④ 生産能力増強、品質向上及び原価改善を目的とした積極的な設備投資

生産量増加、人員不足への対応及び商品の高品質実現のため、生産設備の導入や食品安全マネジメントシステム（FSSC22000）の継続的な運用を積極的に推進してまいります。また、製造コストの低減や歩留まりの改善による原価改善にも継続的に取り組み、より一層の売上拡大、品質向上及び原価改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第42期 2017年5月期	第43期 2018年5月期	第44期 2019年5月期	第45期 (当事業年度) 2020年5月期
売上高 (千円)	1,987,618	2,054,369	2,132,473	2,044,184
経常利益又は経常損失(△) (千円)	83,094	△17,279	278	49,216
当期純利益 (千円)	72,865	6,744	26,292	43,459
1株当たり当期純利益 (円)	42.43	3.73	14.55	24.06
総資産 (千円)	2,806,185	2,531,331	2,607,912	2,412,167
純資産 (千円)	435,585	442,291	468,556	512,032
1株当たり純資産額 (円)	239.69	243.41	257.95	282.02

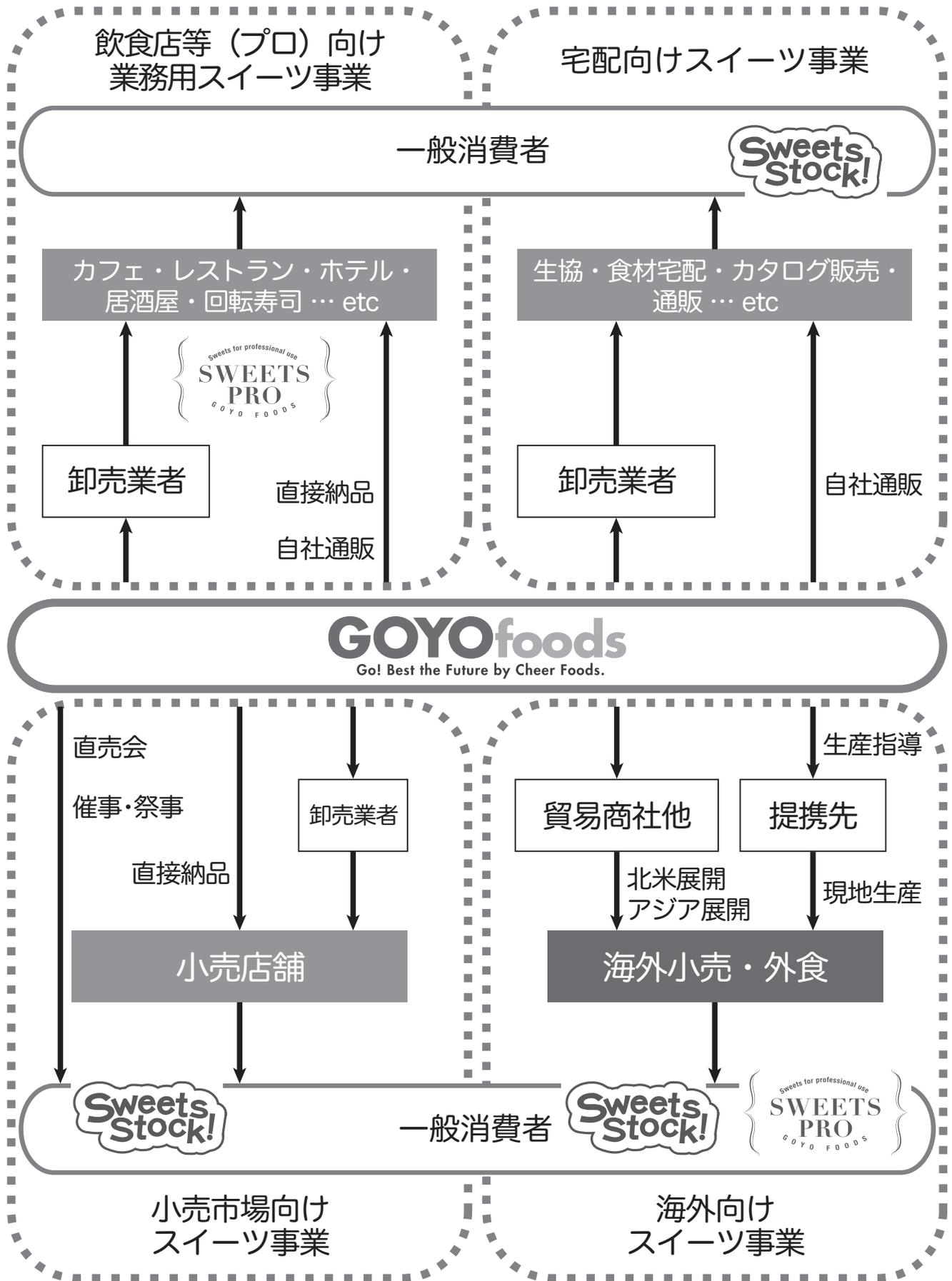
(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

当社は、冷凍洋菓子の製造販売を主体とする冷凍洋菓子事業の単一セグメントであります。販売チャネルに応じ、「飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ」「宅配向けスイーツ」「小売市場向けスイーツ」「海外向けスイーツ」の4つを柱とするスイーツの企画開発と生産販売事業を展開しております。これらの販売チャネルに対して直接又は商社、卸売事業者等を通じてアクセスし、国内及び海外の消費者へ当社の商品を供給しております。「小回りの利いた商品企画開発力」、「大量生産でも高品質を維持できる生産技術力」、「スピーディーに商品をお届けできる安定供給能力」を活かして、「企画→開発→生産→供給」までを一貫して行っております。

区分	事業内容
飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ事業	飲食店などをはじめとする、外食産業（レストラン、カフェ、回転寿司、ホテル、居酒屋等）向け冷凍スイーツの企画開発及び生産販売を行っております。（「Sweets PRO（プロ向けスイーツ）」ブランド）
宅配向けスイーツ事業	生活協同組合（コープ）をはじめ、夕食材料の宅配、介護・高齢者向け宅配、通販、ピザ等宅配などの宅配業者に、個人消費者向け冷凍スイーツの企画開発及び生産販売を行っております。 また、「Sweets Stock！（これからのスイーツはストックできないと!）」をコンセプトとして自社インターネット通信販売事業を推進し、ブランド展開を図っております。
小売市場向けスイーツ事業	大手コンビニエンスストア、GMS（総合スーパーなどのゼネラルマーチャンダイジングストア）、催事などで、「Sweets Stock！（これからのスイーツはストックできないと!）」をコンセプトとして事業を展開しております。売り場を創設し展開する事業パートナーとともに、フローズンスイーツ市場の活性化を推進しております。
海外向けスイーツ事業	香港やタイなどのアジア諸国、北米等「メイド・イン・ジャパン」スイーツとして輸出を開始し、本格的な海外展開を推進しております。 また、国内事業展開ノウハウを活用し、現地企業やパートナーと提携したライセンス契約等に基づく海外現地生産も視野にいれております。



(8) 従業員の状況 (2020年5月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82 (70) 名	増減なし (18名減)	32.4歳	4.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員 (パート、アルバイト) は () に年間の平均人員を概数 (外書き) で記載しております。

(9) 重要な営業所及び工場 (2020年5月31日現在)

本 社 福岡県糸島市
工 場 同上
東京事務所 東京都港区

(10) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	883,684千円
株式会社商工組合中央金庫	211,157千円
株式会社西日本シティ銀行	97,114千円
株式会社佐賀銀行	50,000千円
株式会社広島銀行	50,000千円
株式会社宮崎太陽銀行	32,625千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,440,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,806,432株（自己株式740株を除く）
- (3) 株主数 99名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社	647,900	35.86
舩田 圭良	234,047	12.95
F P成長支援A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フレンドリー・パートナーズ株式会社	150,000	8.30
F Pステップアップ支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フレンドリー・パートナーズ株式会社	143,032	7.91
N C B九州活性化投資事業有限責任組合 無限責任組合員 N C Bキャピタル株式会社	90,000	4.98
株式会社丸菱	78,000	4.31
エイチシー5号投資事業組合 業務執行組合員 株式会社広島ベンチャーキャピタル	44,000	2.43
上木戸 一仁	27,951	1.54
舩田 タズ子	27,500	1.52
藤永 晋也	24,284	1.34

（注） 持株比率は自己株式（740株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2017年5月12日取締役会決議に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債の概要

払込期日	2017年5月29日
区分	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (2017年5月29日発行)
新株予約権の数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は4,488,000円(額面100円につき金100円) 各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
新株予約権付社債の総額	219,912千円
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	249,900株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。
転換価額	1株当たり880円(固定)。ただし、当社が本新株予約権付社債の発行後、一定の事由により、所定の転換価額調整式をもって転換価額を調整する場合がある。
新株予約権の行使期間	2017年5月29日から2021年5月31日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
転換社債型新株予約権付社債の残高	219,912千円

(注) 当事業年度末における新株予約権の数は49個であります。

②2017年5月12日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		新株予約権 (有償ストック・オプション)
発行決議日		2017年5月12日
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,292円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 88,000円 (1株当たり 880円)
権利行使期間		2022年1月1日～2023年12月31日
行使の条件		(注)1
割当先 (注)2	当社の取締役(社外取締役を除く。) 及び従業員	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 割当者数 12人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の2019年5月期から2021年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
 - ②新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも463円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
 - ⑦割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間（2018年5月期から2023年5月期まで）に、当社の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が2期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
2. 交付時の状況を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	舩田圭良	営業部担当
取締役	藤永晋也	海外戦略室長
取締役	井上みゆき	生産部担当
取締役	伊藤隆生	品質保証部長
取締役	持丸直之	管理部長
取締役	前田隆	株式会社トライアンド代表取締役 株式会社ポルコロツソ監査役 株式会社ボディコープ取締役 株式会社フロンティア取締役 株式会社アクアネット広島取締役 株式会社エムビーエス取締役 株式会社Lib Work取締役
取締役	阿部慎一	株式会社地域経済活性化支援機構 シニアマネージャー
常勤監査役	大野良一	—
監査役	池田智之	はかた駅前社会保険労務士法人代表
監査役	池田幸	—

- (注) 1. 取締役前田隆氏及び阿部慎一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますが、当社が株式上場しているTOKYO PRO Marketは独立役員届出義務が課されていないため、届出は行っておりません。
2. 取締役持丸直之氏及び阿部慎一氏は、2019年8月28日付で当社取締役に就任いたしました。
3. 常勤監査役大野良一氏及び監査役池田智之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役大野良一氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、豊富な経験をもとに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 山北俊明氏及び坂本啓晃氏は2019年8月28日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度にかかる取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	7	39,000
監査役	3	6,228
合計	10	45,228

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1991年8月21日開催の第16期定時株主総会において、年額60,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1991年8月21日開催の第16期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の人数には、2019年8月28日付で退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役2名を含んでおりません。
 5. 上記報酬等のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）3名に対する報酬の総額は5,568千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	前 田 隆	株式会社トライアンド 株式会社ポルコロツソ 株式会社ボディコープ 株式会社フロンティア 株式会社アクアネット広島 株式会社エムビーエス 株式会社Lib Work	代表取締役 監査役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	当社と株式会社トライアンド、株式会社ポルコロツソ、株式会社ボディコープ、株式会社フロンティア、株式会社アクアネット広島、株式会社エムビーエス、株式会社Lib Workとは、特別な取引等はありません。
取締役	阿 部 慎 一	株式会社地域経済活性化支援機構	シニアマネージャー	当社と株式会社地域経済活性化支援機構とは、特別な取引等はありません。
監査役	池 田 智 之	はかた駅前社会保険 労務士法人	代表	当社とはかた駅前社会保険労務士法人とは、特別な取引等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	前田 隆	取締役会18回すべてに出席し、上場制度に関する豊富な経験と専門性の高い知見を活かし、企業規律やコンプライアンスの視点から発言を行い、経営監視機能を十分に発揮しました。
取締役	阿部 慎一	2019年8月28日の就任後、取締役会に12回出席し、投資家として豊富な経験及び見識を有し、当社の経営全般に対する発言を行い、経営監視機能を十分に発揮しました。
常勤監査役	大野 良一	取締役会18回すべてに出席し、常勤監査役として、必要に応じ経営の妥当性や適正性の発言を行い、監査機能を十分発揮しました。また、監査役会を主導し、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議及び取りまとめを行いました。
監査役	池田 智之	取締役会18回すべてに出席し、社会保険労務士法人の代表者として、客観的な視点から主に労務、人事に関する発言を行い、監査機能を十分発揮しました。また、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役並びに監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 如水監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	8,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
- ② 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
- ③ 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
- ④ 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
- ⑤ 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。

する。

- ② 危機管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
- ③ 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- ④ 取締役会に加えて、役職員が経営会議により経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
- ③ 取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発

- 見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
- ④ 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱い及び報復行為等を禁止するものとする。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。
- ② 経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
- ③ 監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
- ③ 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
- ④ 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
- ② 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価するとともに、必要に応じて是正するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正について

取締役会は18回開催いたしました。

取締役会では、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

加えて、部門長以上のメンバーで構成する経営会議を12回開催し、当社の経営状況や課題などの報告を受けました。

(2) 監査役の職務の適正について

取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について監査を実施しました。また監査役会を14回実施したほか、代表取締役社長の指名を受けた内部監査責任者や会計監査人と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

(3) 内部統制について

内部監査部門が中心となり、業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備と運用状況の評価並びに改善を行いました。

(4) 反社会的勢力排除について

契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載されている金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	869,107	流動負債	821,311
現金及び預金	280,840	買掛金	203,058
売掛金	252,815	短期借入金	150,000
電子記録債権	12,238	1年内償還予定の新株予約権付社債	219,912
商品及び製品	269,545	1年内返済予定の長期借入金	99,645
仕掛品	3,619	未払金	58,052
原材料及び貯蔵品	37,695	未払費用	49,772
前払費用	2,438	未払法人税等	826
その他	10,129	前受金	6,202
貸倒引当金	△215	預り金	5,652
固定資産	1,542,891	賞与引当金	28,189
有形固定資産	1,520,917	固定負債	1,078,823
建物	850,098	長期借入金	1,074,935
構築物	40,821	繰延税金負債	25
機械及び装置	276,818	退職給付引当金	3,862
車両運搬具	475		
工具、器具及び備品	38,489		
土地	314,213	負債合計	1,900,135
無形固定資産	2,991	純資産の部	
商標権	798	株主資本	509,398
ソフトウェア	1,542	資本金	100,000
その他	649	資本剰余金	176,310
投資その他の資産	18,982	その他資本剰余金	176,310
投資有価証券	148	利益剰余金	233,536
出資金	10	利益準備金	2,150
従業員に対する長期貸付金	1,081	その他利益剰余金	231,386
破産更生債権等	672	繰越利益剰余金	231,386
長期前払費用	131	自己株式	△448
投資不動産	16,436	評価・換算差額等	49
その他	1,124	その他有価証券評価差額金	49
貸倒引当金	△622	新株予約権	2,584
繰延資産	168		
社債発行費	168	純資産合計	512,032
資産合計	2,412,167	負債純資産合計	2,412,167

損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,044,184
売上原価		1,441,492
売上総利益		602,692
販売費及び一般管理費		537,386
営業利益		65,305
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	2	
受取家賃	828	
受取補償金	846	
物品売却益	362	
助成金収入	2,294	
受取保険金	617	
保険解約返戻金	550	
その他	289	5,821
営業外費用		
支払利息	20,071	
社債利息	739	
その他	1,099	21,910
経常利益		49,216
特別利益		
補助金収入	9,692	9,692
特別損失		
休業補償金	6,109	6,109
税引前当期純利益		52,799
法人税、住民税及び事業税	826	
法人税等調整額	8,513	9,339
当期純利益		43,459

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	176,310	176,310	2,150	187,926	190,076
当期変動額						
当期純利益					43,459	43,459
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	43,459	43,459
当期末残高	100,000	176,310	176,310	2,150	231,386	233,536

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△448	465,938	34	34	2,584	468,556
当期変動額						
当期純利益		43,459				43,459
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			15	15		15
当期変動額合計	—	43,459	15	15	—	43,475
当期末残高	△448	509,398	49	49	2,584	512,032

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 投資不動産……………定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	721,406千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	16,178千円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	841,871千円
機械及び装置	0千円
土地	137,625千円
計	979,497千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	41,431千円
長期借入金	536,654千円
計	578,085千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,807,172	—	—	1,807,172

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	740	—	—	740

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2017年5月29日発行)	普通株式	249,900	—	—	249,900
合計		249,900	—	—	249,900

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
 2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	104千円
たな卸資産評価損	1,167千円
貸倒引当金	266千円
賞与引当金	9,609千円
退職給付引当金	1,316千円
その他	2,364千円
繰越欠損金	16,856千円
繰延税金資産小計	31,685千円
評価性引当額	△31,685千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△25千円
繰延税金負債合計	△25千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	280,840	280,840	—
(2) 売掛金	252,815	252,815	—
(3) 電子記録債権	12,238	12,238	—
資産計	545,894	545,894	—
(1) 買掛金	203,058	203,058	—
(2) 短期借入金	150,000	150,000	—
(3) 1年内償還予定の新株予約権付社債	219,912	219,912	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	99,645	99,664	19
(5) 長期借入金	924,935	914,336	△10,598
負債計	1,597,550	1,586,971	△10,579

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金	150,000

長期借入金に含まれる「資本金劣後ローン」は、借入時において金利は設定されず、減価償却前売上高経常利益率等に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 長期借入金」には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	282円	02銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円	06銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

12. 追加情報の注記

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外食産業において売上高減少等の影響が生じております。当該影響は2021年5月期第1四半期まで継続し、その後緩やかに回復に向かうという仮定に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積もりを行っております。

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

ただし、1株当たり情報及び金額以外の数字につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月27日

五洋食品産業株式会社
取締役会 御中

如水監査法人
福岡県福岡市

指定社員 公認会計士 児玉邦康 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村上知子 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋食品産業株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の議案についての事前審査、各監査役の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年8月3日

五洋食品産業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	大野良一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	池田智之	Ⓔ
監査役	池田幸	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	ますだ けいすけ 舛田 圭良 (1969年1月9日生)	1993年4月 日野自動車工業株式会社 (現日野自動車株式会社) 入社 1997年1月 当社入社 1998年8月 監査役 1999年9月 取締役 2001年8月 代表取締役 2006年8月 代表取締役社長 2019年8月 代表取締役社長兼営業部担当 (現任)	234,047株
2	ふじなが しんや 藤 永 晋也 (1964年9月26日生)	1989年4月 クレディ・スイス・グループ入社 2000年1月 ジャーディン・フレミング証券入社 2000年9月 INGベアリング証券入社 2002年6月 KBC証券入社 2010年9月 マッコーリー・キャピタル証券入社 2012年3月 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 取締役コーポレートファイナンス本部 マネージング・ディレクター 2013年8月 当社取締役 2017年8月 取締役営業部・企画開発部管掌 2018年3月 取締役営業部管掌 2018年8月 専務取締役営業部管掌 2019年8月 取締役海外戦略室長 (現任)	24,284株
3	いのうえ みゆき 井上 みゆき (1980年3月27日生)	2000年4月 有限会社ケーキハウストミタ入社 2006年5月 株式会社ABC Cooking Studio入社 2011年2月 当社入社 2015年7月 執行役員企画開発部長 2016年9月 執行役員内部監査室長 2017年6月 執行役員生産部・需給調整部管掌 2017年8月 取締役生産部・需給調整部管掌 2018年3月 取締役生産部管掌 2019年8月 取締役生産部担当 (現任)	393株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	いとう たかお 伊藤 隆生 (1974年10月5日生)	1998年4月 日本研紙株式会社入社 生産技術課配属 2016年12月 当社入社 2017年6月 品質管理室長 2018年3月 品質保証部長 2018年8月 取締役品質保証部長(現任)	165株
5	もちまる なおゆき 持丸 直之 (1964年7月4日生)	1988年5月 CSK株式会社(現SCSK株式会社)入社 1994年6月 株式会社パナホーム福岡 (現パナソニックホームズ株式会社)入社 2005年4月 株式会社久原本家 (現株式会社久原本家グループ本社)入社 2016年6月 医療法人順和 長尾病院入職 2017年10月 当社入社 2018年9月 内部監査室長 2019年6月 執行役員管理部長 2019年8月 取締役管理部長(現任)	一株
6	さきはら しょうご ※崎原 正吾 (1987年10月9日生)	2011年4月 JR九州住宅株式会社入社 2012年11月 当社入社 2019年8月 営業部付部長 2020年7月 営業部長(現任)	一株
7	まえだ たかし 前田 隆 (1972年5月19日生)	1996年7月 伊藤博税理士事務所 (現伊藤隆啓税理士事務所)入所 2000年4月 株式会社ディー・ブレイン九州入社 2001年6月 同社取締役コンサルティング部長 2009年8月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社ポルコロソ 監査役(現任) 2012年8月 株式会社エムビーエス 監査役 2014年6月 LIEN株式会社 (現株式会社ボディコープ) 取締役(現任) 2014年9月 株式会社トライアンド設立 代表取締役(現任) 2015年5月 当社取締役(社外)(現任) 2016年2月 株式会社フロンティア 取締役(現任) 2016年6月 株式会社アクアネット広島 取締役(現任) 2016年8月 株式会社エムビーエス 取締役(現任) 2017年9月 株式会社Lib Work 取締役(現任)	655株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
8	あ べ しんいち 阿 部 慎 一 (1984年3月7日生)	2007年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2012年1月 株式会社コスメックス (現MDVトライアル株式会社) 入社 2015年2月 株式会社地域経済活性化支援機構入社 2019年1月 同社シニアマネージャー (現任) 2019年8月 当社取締役 (社外) (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 所有する当社の株式数は、2020年5月31日現在のものです。
4. 前田隆氏及び阿部慎一氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- 前田隆氏は、上場制度に関する豊富な経験及び見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 阿部慎一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、投資家として豊富な経験及び見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、前田隆氏及び阿部慎一氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 前田隆氏及び阿部慎一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ5年3ヶ月、1年となります。
7. 前田隆氏及び阿部慎一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますが、当社が株式上場しているTOKYO PRO Marketは独立役員の届出は義務付けられておりません。

以 上

